明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府三〇七～三一四）　一
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同三一五～三一四）　三
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同三一五～三一五二）　四
○地域再生計画を認定した件（同三一五三～三一六八）　六
○地域再生計画の変更を認定した件（同三一六九）　七
○地域再生計画の認定を取り消した件（同三七〇）　八
○総合特別区域計画を認定した件（同三七一～三七五）　九
○総合特別区域計画の変更を認定した件（同三七六～三八二）　一〇
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁八五）　一四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二五九九）
○生産業者の名称の変更に係る届出があった件（同二六〇〇）
○肥料の登録を失効した件（同二六〇一）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、平成二十四年度公害防止管理者等国家試験合格者、住宅型式性能認定関係

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

告示

○内閣府告示第三百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　帯広市

二　構造改革特別区域の名称　帯広市ばんえい競馬　新勝馬投票法「七重勝単勝式」導入特区

三　構造改革特別区域の範囲　帯広市の区域の一部（帯広競馬場）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業（一〇一二）

○内閣府告示第三百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　会津若松市

二　構造改革特別区域の名称　会津若松市「来てみらんしょ、呑んでみらんしょ」どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　会津若松市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

二　構造改革特別区域の名称　農業の6次産業化普及活動人材活用特区

三　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農業関連事業普及指導員任用事業（一〇一三）

○内閣府告示第三百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南房総市

二　構造改革特別区域の名称　たかべのふるさとどぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　南房総市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県山武郡芝山町

二　構造改革特別区域の名称　芝山町保育所給食外部搬入特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉県山武郡芝山町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）